

問 36 : 仮に大地震が発生し、従業員が事務所から非難する際に負傷した場合には、労災の適用になるのでしょうか。

【回答】

大地震の発生などの際に仕事の継続が困難で、身の危険を避けるために避難する行為は合理的な行為であって、業務に付随する行為となるので、それが私的な行為と認められない限りは業務上災害と認められるでしょう。

厚生労働省の通達（昭 49・10・25 基収第 2950 号）によれば、「業務行為中に事業場施設に危険な事態が生じたため、業務行為の継続が困難と判断し、危険を避けるために当該施設外へ避難するという被災労働者らの行為は、単なる私的行為又は恣意行為と異なり合理的な行為、すなわち業務付随行為であり当該避難行為が私的行為、恣意行為と認められない限り」は、業務上であるとしています。

平成 7 年に発生した兵庫県南部地震及び平成 23 年に発生した東北地方太平洋沖地震においても、上記に基づき業務上外の判断をすることとされています。